

【7-5-f】

伝統的様式を規範とした継承型住宅の形成と普及
-その1 継承型住宅によって景観形成を図っている歴史的町並みの抽出-

CONSTRUCTION AND SPREAD OF SUCCESSION TYPES BASED ON TRADITIONAL STYLE

-Part1 : Extraction of historic district conserved for townscape by succession types-

正会員 ○木野勢雄也*, 同 小柳 健**, 同 岡崎篤行***

Yuya KINOSE, Takeshi OYANAGI and Astuyuki OKAZAKI

本稿では、行政資料と電話ヒアリングに基づき、地域の伝統的様式を規範とした継承型住宅によって景観形成を図っている歴史的町並みの抽出を行っている。伝統的建造物群保存地区、歴史的町並みを対象とした景観形成地区、HOPE計画推進事業を実施した歴史的町並みを有する自治体の中から、継承型住宅によって歴史的町並みの景観形成を図っている9自治体(山形県金山町、群馬県新治村、長野県小布施町、岐阜県古川町、岐阜県八幡町、宮城県登米町、福島県南郷村、群馬県川場村、富山県八尾町)を抽出することができた。

Keywords: Traditional Style, Standard, Succession Type, Historic District

伝統的様式, 規範, 継承型住宅, 歴史的町並み

1. 研究の背景と目的

地域の個性を活かしたまちづくりという視点から地域固有の町並み景観の保全・形成を図る自治体が増加している。町並み景観の核となるのは歴史的建造物であるが、新築される建築物も景観の構成要素であり、それらが地域らしいデザインとなっているかが景観形成には大きく関わる。本研究は歴史的町並みにおける新築住宅に着目し、新たに建てられる住宅をどう調和させ、地域らしさをいかに創造していくかについて扱うものである。本稿では継承型住宅によって景観形成を図っている地区を全国の歴史的町並みから抽出することを目的とする。なお分析は行政資料と電話ヒアリングに基づいている。

2. 継承型住宅の定義(表1)

本研究では「継承」を“歴史的建造物の特徴や要素を新たに建てられる建築物に取り入れると同時に、現代生活に合わせた新しいデザインや要素の付加を認める行為”で、また「修景」「調和」とも異なるものと捉える。以上から継承型住宅を、①伝統的様式を規範とした新しいタイプの住宅で、②地域の代表的な歴史的建造物を基軸にし

た典型的スタイルを有するもの^{注1)}と定義する。

3. 継承型住宅によって景観形成を図っている歴史的町並みの抽出**3-1. 抽出対象とする地区**

抽出対象は資料を入手できた伝統的建造物群保存地区(以下、伝建地区)53地区、歴史的町並みを対象とした景観形成地区144地区^{注2)}である。また歴史的町並みを有する自治体のうちHOPE計画推進事業を実施した103自治体(以下、HOPE推進自治体)も抽出対象とした。

3-2. 抽出の流れ(図1)

抽出はまず一次抽出として、①継承型住宅によって景観形成を図ろうとする意思があるか、②継承型住宅の具体的な外観イメージを提示しているかの2点について資料から判断した。次に二次抽出として、③実際に継承型住宅による景観形成が図られているか、④典型的なスタイルの継承型住宅が増加しているかの2点について各自治体の担当課に問い合わせ、最終的な絞り込みを行った。

3-3. 伝建地区における抽出

伝建地区では、資料分析から4地区を一次抽出した。二

* 新潟大学大学院自然科学研究科 博士前期課程

Graduate Student, Graduate School of Science and Technology, Niigata Univ.

** 株式会社ヒューマンネット勤務・修士(工学)

Humannet Co., Ltd. M. Eng.

*** 新潟大学工学部建設学科 助教授・博士(工学)

Assoc. Prof., Dept. of Civil Eng. and Arch., Faculty of Eng., Niigata Univ., Dr. Eng.

次抽出では、本研究で定義した継承型住宅によって景観形成を図っている地区は確認できなかった。

3-4. 景観形成地区における抽出

景観形成地区では、資料分析から6自治体を一次抽出した。次に電話ヒアリングから、継承型住宅によって実際に景観形成を図っているとの回答を得た、山形県金山町、群馬県新治村、長野県小布施町、岐阜県古川町、岐阜県八幡町の5自治体を二次抽出した。

3-5. HOPE推進自治体における抽出

HOPE推進自治体では、抽出対象とした103自治体はあくまで歴史的町並みを有しているというだけであり、町並み景観に配慮した住宅の企画・提案を行ったとは限らない。そこで一連のHOPE計画事業担当課を対象に本研究における継承型住宅の定義を説明した上で、イ)町並みに配慮した新築住宅の企画・提案を行ったか、ロ)企画・提案した新築住宅のイメージ図が提示されている

か、ハ)企画・提案した新築住宅が継承型住宅の考えと合致するものであるかの3点について問い合わせた。以上の3点に該当するとの回答を得た24自治体から資料を入手し、8自治体を一次抽出した。次に電話ヒアリングから、継承型住宅によって景観形成を図っているとの回答を得た、宮城県登米町、福島県南郷村、群馬県川場村、富山県八尾町の4自治体を二次抽出した。

4. まとめ

全国の伝建地区、景観形成地区、HOPE推進自治体の中から、地域の伝統的様式を規範とした典型的なスタイルを有する継承型住宅によって景観形成を図っている9自治体を抽出することができた(表2)。

【補注】

- 注1) 統一感ある歴史的町並みは、ほぼ同様の形態を有する典型的スタイルと呼べる歴史的建造物の集積によって形成されている、また継承型住宅は統一感ある町並み景観の形成に資するものとする。以上の考えから「典型的なスタイルを有するもの」と定義した。
 注2) 参考文献1)において歴史的地区を景観形成地区に指定し景観形成を図っている63自治体・176地区が抽出されている。このうち資料を入手できたのが59自治体・144地区である。

表1 歴史的町並みの景観形成における新築デザインの方向性





	<歴史的建造物>	<修景>	<継承>	<調和>	
特徴	代表的な伝統的様式によって建てられた建築物 ・歴史的な町並み景観の核となっている	伝統的様式を踏襲したデザイン の建築物 ・歴史的建造物の外観に合わせたデザイン の建築物	伝統的様式を規範とした新しいタイプの建築物 ・現代生活に合わせた新しい要素の付加を許容する	和風の意匠を基調としたデザインの建築物 ・町並み景観を阻害しないように配慮した建築物	伝建地区・47自治体53地区 景観形成地区・59自治体144地区 HOPE推進自治体・103自治体
具体的事例					<p>〈資料分析による一次抽出〉 ①継承型住宅による景観形成の意志 ②具体的なイメージ図の提示</p> <p>継承型住宅によって景観形成を図っている可能性のある自治体</p> <p>〈ヒアリングによる二次抽出〉 ③実際に継承型住宅による景観形成を図っているか ④典型的なスタイルの継承型住宅が増加しているか</p> <p>継承型住宅によって実際に景観形成を図っている自治体</p>

表2 継承型住宅によって景観形成を図っている9自治体

<山形県金山町>	<群馬県新治村>	<長野県小布施町>	<岐阜県古川町>	<岐阜県八幡町>
金山町では金山らしい住宅の表彰制度の実施により、金山型住宅の確立と普及の基盤が築かれた。伝統的様式を規範とした切妻・妻入り、板張りと言語造りの外観の住宅が高い評価を受け、金山型住宅の基本がほぼ確立された。その後、HOPE計画によりデザインの特長が認められ、景観条例によって推奨されている。	新治村ではHOPE計画において伝統的様式である養蚕農家を規範とした新しい住宅である新治型住宅を企画・提案している。新治型住宅は景観条例において推奨されている。 デザインの全体イメージは切妻屋根、日本瓦葺き、真壁造りの住宅である。また推奨すべき南郷型住宅を取り入れ新治型住宅を特徴づけている。	小布施町では景観条例に基づき「環境デザイン協力基準」を定め、歴史の個性や地域の特徴などの継承と、新しい発想を拒否せず、伝統と新たに加わっていくものとの調和を目指している。 伝統と新しい発想の調和を実現できるまちづくりを意図し、伝統的デザインをうまく使ったデザインの展開が必要であるとしている。	ガイドラインには「古川らしい意匠が引き継がれ、造り出され、広まっている」とあり、伝統を守りながら新しいデザインとすることの重要性が述べられている。また古川町の伝統的市街地の特徴は伝統的な建築のみならず、伝統を受け継いだ新しい建築が町並みを生み出し、拡大している点である。	八幡町では住宅マスタープランの枠組みの中で伝統的な町家の調査を行い、伝統的様式の把握を行っている。その後、住民協定を締結し、継承型住宅デザインや様式を共通のルールとして設定している。現在は中央、東部、南部、北部の14区域、計30自治会において住民協定が締結されている。
				
<宮城県登米町>	<福島県南郷村>	<群馬県川場村>	<富山県八尾町>	【参考文献】
HOPE計画において景観面の課題として、①とよまの伝統的な形の継承、②とよまらしい「物」「美しい」「個性ある」形の創出、③町並みに調和した外観・デザインの創出の3点をあげ、歴史のものを基本しつつ新しい発想を取り入れた、伝統的な農家住宅の延長上にあたる新しい住宅として「とよまのえ」を企画・提案した。	HOPE計画において南郷村らしい景観の保全と創出、伝統と新しさを併せ持つ「え」をつくり、まちづくりを目標として掲げている。南郷村の伝統的な農家住宅である曲屋を規範として、外観的には景観と調和するような南郷村らしい現代的住宅を企画・提案を行った。また推奨すべき南郷型住宅に対する表彰制度を実施している。	HOPE計画において新しい生活要求に対応した住まいに従来の住まいがもつていた良い点を取り入れ、川場村にもさむらい住まいづくりを推進することの必要性をあげている。伝統的様式を新しい住宅の外観に取り入れることを示した方針が示され、川場村の伝統的住宅である養蚕住宅などを基軸としたモデルが提示されている。	HOPE計画において「地方的伝統に触れられる雰囲気をもつ居住環境」を目指し、八尾町の文化性を継承した八尾型住宅による八尾型住宅用地の造成を行った。郊外型の「独立型住宅」タイプと中心部の「町家型住宅」タイプの2つの典型的なデザインがあり、伝統的様式である巻り梁構造や木目面の白い塗装など、八尾らしい外観となっている。	1) 川本涼太・佐野雄二・高見澤邦郎・齋藤伸：「歴史的町並みにおける景観条例に基づくデザイン誘導の全国実態」、日本建築学会技術報告集No.17, pp. 421 - 426, 2003. 6
				

図1 抽出の流れ